

第79回 定時株主総会招集ご通知

日時

2024年6月28日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

日本精機株式会社 本社体育館

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

目次

第79回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

議案及び参考事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(証券コード 7287)
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月6日

株主各位

新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

日本精機株式会社

代表取締役社長 佐藤 浩一
社長執行役員

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第79回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.nippon-seiki.co.jp/ir_meeting/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月27日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
日本精機株式会社 本社体育館
3. 目的事項
報告事項 1. 第79期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①「連結計算書類の連結注記表」
 - ②「計算書類の個別注記表」
- (2) インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以 上

-
- ◎受付開始時刻は、午前9時を予定しております。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時 2024年6月28日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

■ 株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使

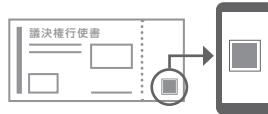


議決権行使期限

2024年6月27日（木曜日）
午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」による行使



議決権行使期限

2024年6月27日（木曜日）
午後5時まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

インターネットによる行使

パソコン又はスマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

議決権行使期限

2024年6月27日（木曜日）
午後5時まで

議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

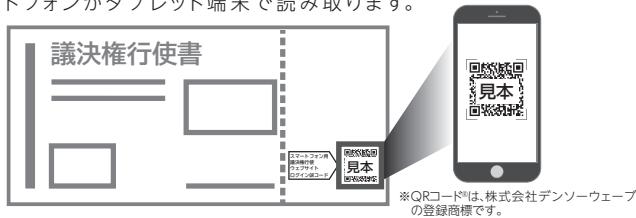
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

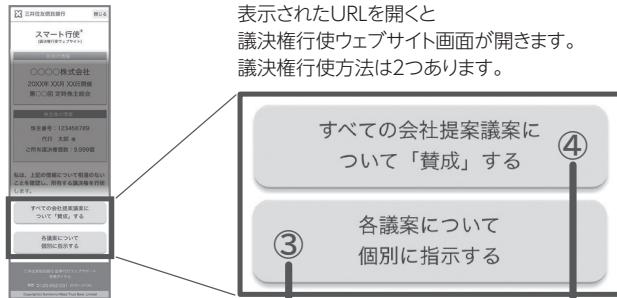
「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

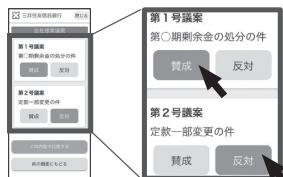


②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。

! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

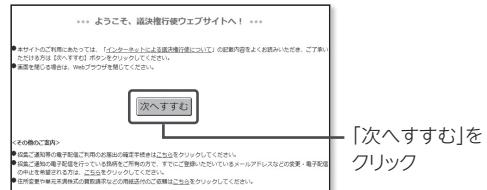
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるご行使

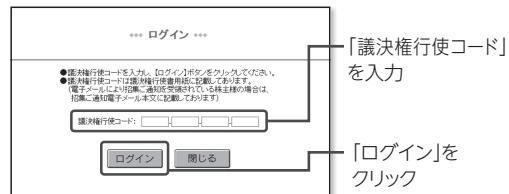
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

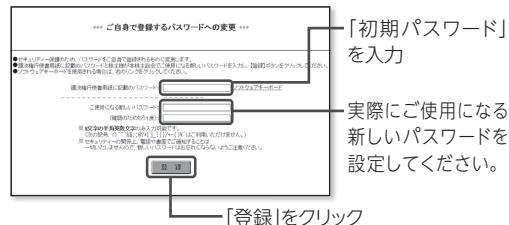
②同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し、ログインする



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

③同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力する



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属 性	取締役会出席回数	
1	さとう こういち 佐藤 浩一	代表取締役社長 社長執行役員	再任	男性	16回／16回
2	ながの けいいち 永野 恵一	取締役 専務執行役員	再任	男性	16回／16回
3	よしはら まさひろ 吉原 正博	取締役 常務執行役員	再任	男性	16回／16回
4	あずま まさとし 東 政利	取締役 常務執行役員	再任	男性	16回／16回
5	しまだ さつき 島田 さつき	—	新任 社外 独立 女性	—	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数	当社との 特 別 の 利 害 関 係
1	 さとう こういち 佐藤 浩一 (1962年10月26日生)	1985年 4月 当社入社 2006年 4月 エヌ・エス・インターナショナル社 取締役副社長 2011年 6月 当社取締役 2013年 6月 当社常務取締役 2016年 6月 当社取締役 常務執行役員 2017年 4月 当社取締役 専務執行役員 2019年 6月 当社代表取締役専務 専務執行役員 2020年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)	18,150株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席16回／開催16回</p> <p>(取締役候補者とした理由) 佐藤浩一氏は、技術部門での豊富な業務執行経験と経営に関する見識を有しており、代表取締役社長として当社経営を担い、「トータルソリューションカンパニー」を目指し、当社グループを牽引し、企業価値の向上に尽力してまいりました。 引き続き、取締役会の構成員として、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
2	 <p>ながの けいいち 永野 恵一 (1965年7月5日生)</p>	<p>1989年 4月 当社入社 2014年 3月 ニッポンセイキヨーロッパ社ゼネラルマネジャー 2020年 6月 当社上席執行役員 2021年 6月 当社取締役 上席執行役員 2022年 6月 当社取締役 常務執行役員 2023年 4月 当社車載システム設計本部、技術本部管掌 地域担当：欧州 2023年 6月 当社取締役 専務執行役員（現任） 2024年 4月 当社車載システム設計本部管掌 地域担当：欧州（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) ダナンニッポンセイキ社取締役会長</p>	10,300株	(注) 1. ご参照
<p>(取締役会出席回数) 出席16回／開催16回</p> <p>(取締役候補者とした理由) 永野恵一氏は、開発部門及び技術部門での業務執行及び海外子会社の経営に携わるなどの豊富な経験と実績に加え、現在は取締役専務執行役員として経営に関する見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
3	 <p>よしはら まさひろ 吉原正博 (1964年3月11日生)</p>	<p>1985年 9 月 当社入社 2011年10月 当社製造本部生産技術統括部設備技術部シニアマネジャー 2016年10月 上海日精儀器有限公司総経理 2021年 4 月 当社執行役員 2021年 5 月 当社生産技術本部長 2022年 4 月 当社生産技術本部長 地域担当：中国 2022年 6 月 当社取締役 上席執行役員 2022年 6 月 当社生産技術本部長 製造本部管掌 地域担当：中国 2023年 4 月 当社製造本部、生産技術本部、品質保証本部管掌 地域担当：北中米/南米 2023年 6 月 当社取締役 常務執行役員（現任） 2024年 4 月 当社生産技術本部、製造本部管掌 地域担当：北中米/南米（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) ニッポンセイキ・デ・メヒコ社取締役会議長</p>	2,346株	(注) 2. ご参照
<p>(取締役会出席回数) 出席16回／開催16回</p> <p>(取締役候補者とした理由) 吉原正博氏は、製造・生産技術部門及び海外子会社の経営責任者としての業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、現在は取締役常務執行役員として経営に関する見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
4	 <p>あずま まさとし 東 政利 (1963年6月11日生)</p>	<p>1984年4月 当社入社 2007年12月 当社技術本部車載設計統括部HUD 技術部シニアマネジャー 2014年6月 当社執行役員 2017年4月 当社計器設計本部長 2018年6月 当社上席執行役員 2020年4月 当社事業管理本部長 兼 事業統括部 長 地域担当：アセアン 2020年6月 当社取締役 常務執行役員（現任） 2021年4月 当社事業管理本部長 地域担当：ア セアン/台湾 2023年4月 当社事業管理本部管掌 地域担当： アセアン/台湾/インド 2024年4月 当社購買本部管掌 地域担当：アセ アン/台湾/インド（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) タイ-ニッポンセイキ社取締役会長 ベトナム・ニッポンセイキ社社員総会会長 台湾日精儀器股份有限公司董事長</p>	11,300株	(注) 3. ご参照
<p>(取締役会出席回数) 出席16回／開催16回</p> <p>(取締役候補者とした理由) 東 政利氏は、開発・技術部門及び事業管理部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、現在は取締役常務執行役員として経営に関する見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
5	 <p>しまだ 島田 さつき (1964年5月6日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1987年 4月 富士通(株)入社</p> <p>2013年 5月 同社品質保証本部品質保証推進統括部シニアマネージャー</p> <p>2015年 6月 富士通クオリティ・ラボ(株) (現・ユーロフィンFQL(株)) 執行役員グループビジネス推進室長 兼 アセスメント事業部長 兼 富士通(株)プラットフォーム品質本部シニアディレクター</p> <p>2021年 7月 ユーロフィンFQL(株) 執行役員 プロセスコンサル事業部長 (現任)</p>	0株	なし
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>島田さつき氏は、新任の社外取締役候補者であります。</p> <p>製造、ソフトウェアの設計プロセスや設計品質管理における幅広い実績等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から提言・助言、監督を行うことを期待しております。</p> <p>同氏は、執行役員としての豊富な経験と、主に製造、ソフトウェアの設計プロセスや設計品質管理における幅広い実績等を有していることから、当社の経営を監督していただくため、新たに社外取締役候補者といたしました。</p>				

- (注) 1. 取締役候補者永野恵一氏は、ダナンニッポンセイキ社の取締役会長を兼務しており、当社は同社と設計委託等の取引関係があります。
2. 取締役候補者吉原正博氏は、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社の取締役会議長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
3. 取締役候補者東 政利氏は、下記の特別の利害関係があります。
- a. タイニッポンセイキ社の取締役会長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。
 - b. ベトナム・ニッポンセイキ社の社員総会会長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
 - c. 台湾日精儀器股份有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
4. 取締役候補者島田さつき氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、島田さつき氏が選任された場合、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
5. 取締役候補者島田さつき氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補償することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 監査等委員会から、以下のとおり取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任に係る意見表明を受けております。
- 監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、本議案に関し、取締役候補者選定の考え方並びに各候補者の経歴・実績・付与が予定される役割等につき、社外取締役である監査等委員3名も構成メンバーである指名委員会より、その審議結果の説明を受け、意見交換を行った上で、候補者の選定・指名が、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に定める方針に従って行われているかを検討いたしました。その結果、選定・指名の手続きは適切であり、各候補者は当社の取締役として適任であると判断いたしました。

ご参考：選任後の取締役会構成及びスキルマトリックス

			企業経営	製造・生産技術	研究、開発、設計	マーケティング、営業	会計、財務、税務	企業統治	サステナビリティ ESG、	グローバル経験	人事、人材開発	IT、DX
佐藤 浩一	社内		◎		◎	○	○	◎		◎	○	
永野 恵一	社内		○		◎				○	◎	○	○
吉原 正博	社内		◎	◎						◎	○	○
東 政利	社内		○		◎		◎	○	○		◎	○
島田 さつき	社外		◎	◎	◎							○
永井 達哉	社内	監査等委員	○					◎		○		
斉木 悦男	社外	監査等委員						◎				
富山 栄子	社外	監査等委員				◎			◎		○	
鈴木 北吉	社外	監査等委員	◎	○	◎							○
榎本 俊彦	社外	監査等委員	◎				◎	◎		◎		

※豊富な知見、専門性を有していると認められるスキル項目については◎をつけております。

※職務経験や現在有している専門知識などに基づき、知見、専門性を有していると認められるスキル項目については○をつけております。

第2号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代え、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会において、年額3億8千万円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）、あわせて、当該定時株主総会において、当該報酬等の額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することができる旨を決議いただいております。

本総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬限度額の範囲内で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額2千7百万円以内と設定すること、及び、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については報酬委員会への諮問と答申を経て取締役会において決定することにつき、皆様のご承認をお願いいたします。

なおこれに伴い、本制度の導入に関する議案が本総会で承認可決されることを条件に、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬を廃止することとし、今後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割り当ては行わないこととします。（すでに付与済みの株式報酬型ストックオプションは残存します。）

また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は0名）ですが、第1号議案を原案どおりご承認いただいた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役は1名）となります。

1. 譲渡制限付株式の割り当て及び払込み

本制度において、当社は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、譲渡制限付株式の割り当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の割り当てに係る

当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の上限は年17,000株とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割り当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役は、割り当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職するまでの期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割り当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の割り当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が定める期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に上記（1）の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてもなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2024年3月21日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は37頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の割り当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は当社株主総会で承認された年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.02%(10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.2%)とその希釈化は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

本総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定であります。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、半導体部品の供給ひっ迫の緩和によりサプライチェーンの正常化が進み、全体としては緩やかな回復基調となりました。日本国内でも緩やかな景気回復がみられ、米国ではインフレの高止まり懸念はあるものの、依然景気は堅調に推移しております。中国では不動産不況や個人消費の落ち込みによる経済の停滞がみられ、欧州諸国においてはインフレ率が鈍化傾向ではありますが本格的な回復には至っておりません。世界的に物価・エネルギーコストの上昇が継続しており、ウクライナ情勢の長期化に加え中東での軍事衝突の発生により地政学リスクが高まるなど依然として先行きの不透明感が強まっております。

このような状況において、当社グループは、グループビジョン「技術により、世界の人々に安心・安全、そして、感動を提供するトータルソリューションカンパニーを目指す」の実現に向け、将来に向けた車載用計器等の設計・製造技術を中心に、高度な専門技術を蓄積・進化させてまいりました。また、持続的な利益創出を実現すべく原価低減活動及び販売価格の適正化に一層の重きを置き、より無駄のない筋肉質な企業体質の構築を推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上収益は、3,123億5千万円（前期比13.3%増）、営業利益は84億8千万円（前期比211.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益53億円（前期比305.8%増）となりました。

売上収益は、半導体部品の供給ひっ迫の緩和による生産台数の増加と北米やアセアンにおける堅調な需要により増収となりました。営業利益は販売台数の増加に加え、原材料などの費用高騰分を適切に製品売価に反映する交渉の進展やグループ全体で取り組んだ無駄を省いた筋肉質経営の効果で増益となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、営業利益の増加により増益となりました。

各事業別セグメントの売上収益の状況は次のとおりであります。

車載部品事業は、四輪車用計器、二輪車用計器等が増加し、売上収益2,530億3千万円（前期比16.7%増）となりました。

民生部品事業は、空調・住設機器コントローラー等が減少し、売上収益170億8千万円（前期比10.4%減）となりました。

樹脂コンパウンド事業は、樹脂材料の販売が増加し、売上収益87億3千万円（前期比0.1%増）となりました。

自動車販売事業は、新車販売等が増加し、売上収益261億7千万円（前期比11.9%増）となりました。

その他事業は、物流サービス等が減少し、売上収益73億3千万円（前期比5.3%減）となりました。

事業別	売上収益
車載部品事業	2,530億3千万円
民生部品事業	170億8千万円
樹脂コンパウンド事業	87億3千万円
自動車販売事業	261億7千万円
その他事業	73億3千万円

また、当社部門別の売上高の状況は次のとおりであります。

車載部品部門は、四輪車用計器を中心に、国内顧客向け製品等が増加し、売上高1,223億5千万円（前期比1.8%増）となりました。

民生部品部門は、売上高125億1千万円（前期比28.6%減）となりました。

その他部門は、売上高3億円（前期比62.7%減）となりました。

以上の結果、当期の単独決算の売上高は、1,351億7千万円（前期比2.4%減）となりました。利益につきましては、経常利益292億9千万円（前期比21.5%増）、当期純利益200億5千万円（前期比1.8%増）となりました。

部門別	売上高
車載部品部門	1,223億5千万円
民生部品部門	125億1千万円
その他部門	3億円

当連結会計年度より、当社グループの目標管理や業績評価の管理区分を変更したことに伴い、従来報告セグメントとしていたディスプレイ事業について重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて記載する方法に変更しております。

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様に対する安定配当の継続を基本に、業績及び配当性向等を勘案し、2024年5月22日開催の取締役会決議により、1株につき普通配当25円（中間配当金20円を含め、年間配当金45円）とさせていただきます。

(2) 設備投資の状況

当期において当社グループは、生産能力拡大及び設備更新等、総額122億9千万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(8) 対処すべき課題

■旧中期経営計画の振り返り

2022年3月期から2024年3月期の中期経営計画では、ヘッドアップディスプレイの売上は大きく増加し、アルプスアルパイン株式会社と協業する統合コックピットビジネスでは新規受注を獲得するなど事業規模を拡大してまいりました。収益性の面では部品・材料費、物流費などのインフレによるコストアップ分を適切に製品売価に反映する交渉、部品・材料の現調化の推進に加え、販管費をはじめとする固定費の削減への継続的な取り組みなどの成果が得られました。

課題としては、中国における日本車販売不振や電子部品の価格上昇及び高止まりなどの懸念材料があると認識しております。また、欧州事業は厳しいビジネス環境に加えて、インフレ影響によるコストアップなどにより赤字が継続しており一刻も早い黒字化が喫緊の課題となります。価格の適正化、量産コストの改善、拠点の再編などにより、収益改善を強力に推進してまいります。

■新中期経営計画について

当社グループは、2023年11月に2025年3月期から2027年3月期の新中期経営計画を発表いたしました。新中期経営計画の期間を「業績回復期」と位置づけ、さらなる業績回復と資本収益性の向上に取り組んでまいります。業績目標としては、2025年3月期以降毎年1%の営業利益回復を目指し、新中期3か年の最終年度には売上高3,300億円、営業利益では165億円（5%）への回復を目指してまいります。

新中期経営計画の事業戦略の全体方針としては「ヘッドアップディスプレイ事業強化」、「欧州事業の黒字化」、「新規顧客開拓と新規商材開発」の3つに注力してまいります。

ヘッドアップディスプレイ事業強化につきましては、当社はヘッドアップディスプレイにおいて世界1位のシェアを獲得しており、高い表示品質、豊富な開発・量産実績からくる知見などが顧客から高く評価されています。ヘッドアップディスプレイは今後高い市場成長性が見込まれており、当社はこれまで取引のなかった顧客への拡販や搭載車種のターゲット拡大、新技術・新商品の開発などに注力し売上規模の拡大を図ってまいります。

欧州事業につきましては、ヘッドアップディスプレイ事業の研究開発機能を担う重要な立ち位置を担っておりますが、旧中期経営計画の期間にはコロナ禍の生産調整による売上減少や物流費の高騰などが影響し、欧州地域は大幅な赤字となりました。新中期経営計画においては欧州の事業構造改革に重点的に取り組んでまいります。具体的には、原材料高騰分の売価の適正化交渉、不採算機種種の原価改善、設計開発拠点の再編及び欧州子会社の固定費削減、新規受注による数量効果などに注力してまいります。

新規顧客開拓と新規商材開発につきましては、新たなヘッドアップディスプレイ、車載用計器の開発に注力してまいります。ヘッドアップディスプレイでは3Dのように奥行を表現する技術を取り入れた製品や後付け可能で低価格な製品を開発してまいります。車載用計器では、速度や警告などをフロントガラス下部に表示し、従来よりも高い視認性とコックピットデザインの自由度向上を実現するウインドシールドディスプレイなど新たな商材を拡販してまいります。

また、車載分野の次世代技術獲得をはじめとした、新たな価値の創造に取り組むだけでなく、地産地消の加速、生産レイアウトの最適化などサプライチェーンの改革を進めるとともに、業務プロセス改革、製品仕様の見直しによる原価低減を進め、ビジネス環境変化に強い筋肉質な企業体質を目指してまいります。

■財務指標・株主還元方針

当社グループは、資本収益性の改善が経営課題であると認識しており、その改善に向けて稼ぐ力と資本効率との両立に早急な対策を講じてまいります。新中期経営計画ではPBR1倍水準の到達を目指すにあたり、新たにROE目標をKPIとして設定いたしました。新中期経営計画の最終年度には5.5%のROEを目標といたします。株主還元につきましては、総還元性向80%を方針とし、配当と自己株式の取得により株主還元を実施してまいります。

■サステナビリティに向けた取り組み

グローバルで「カーボンニュートラル」の動きが加速する中、2022年4月より脱炭素に向けた推進体制を構築し、2030年にCO₂排出量50%削減、2050年に当社グループ全体でCO₂排出量実質ゼロを実現するための取り組みを進めております。CO₂排出量の削減に加え、サステナブル材を使用したカーボンニュートラルメーターの開発や製品小型化・軽量化による省エネルギー化を推進しております。企業活動を通じて、持続可能な地球環境・社会の実現に貢献してまいります。

■企業理念体系の再構築について

当社グループを取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、今後の持続的な成長を図るべく、これまでの理念体系をより一層“日本精機らしい”内容に再構築し、制定いたしました。持続的な社会と企業の繁栄に貢献する企業グループとして、これからも事業活動を推進し、発展させてまいります。

【企業理念体系】

<パーパス (Purpose) : 私たちの存在意義>

安心と感動に満ちた世界と未来をつくります

<ビジョン (Vision) : 私たちの目指す姿>

つながる技術で、インターフェースの価値(※)を創造する企業を目指します

<ミッション (Mission) : 私たちの使命>

みえないものを みえるようにします

みえない「モノ」と「コト」をはかり、「ヒト」に最適な製品とサービスを届けます

<バリュー (Value) : 私たちの価値観>

01 新たな技術への挑戦

イノベーションで次世代の価値をつくります

02 品質へのこだわり

顧客の期待に応える品質をつくります

03 人にやさしく、地球にやさしく

人と地球に寄り添い、持続可能な社会をつくります

04 たゆまぬ誠実さ

すべてのステークホルダーと信頼関係をつくります

【経営理念】

筋肉質な企業としてチャレンジを続け、社会と企業の持続的な繁栄に貢献します

※当社グループは、世の中の「みえない」コトやモノをはかり、「みえるように」することをミッションとし、そこから創造される製品やサービスが、コト・モノとヒトをつなぐインターフェースです。

そして、例えば自動車や生活の環境を高精度に把握できるデバイス、例えば今あるニーズを理解し期待を超えるようなサービス、これらがヒトに届いた時に生まれる安心や感動、それこそが当社グループのインターフェース価値です。

今後とも株主の皆様のご理解とより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第76期 (2020年4月から 2021年3月まで)	第77期 (2021年4月から 2022年3月まで)	第78期 (2022年4月から 2023年3月まで)	第79期(当連結会計年度) (2023年4月から 2024年3月まで)
売 上 収 益	216,926百万円	223,621百万円	275,776百万円	312,355百万円
営 業 利 益 又 は 損 失 (△)	3,900百万円	△4,276百万円	2,727百万円	8,484百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失 (△)	517百万円	△5,180百万円	1,306百万円	5,300百万円
基本的1株当たり当期利益又は損失 (△)	8.97円	△85.88円	21.65円	88.04円
資 産 合 計	315,188百万円	329,553百万円	356,233百万円	338,632百万円
資 本 合 計	186,530百万円	194,874百万円	206,375百万円	229,054百万円
1株当たり親会社所有者帰属持分	2,971.91円	3,087.64円	3,306.53円	3,716.91円

(注) 1. 基本的1株当たり当期利益又は損失 (△) は、期中平均株式数により算出しております。

2. 第79期 期中平均株式数 60,203,869株
第78期 期中平均株式数 60,342,001株
第77期 期中平均株式数 60,318,784株
第76期 期中平均株式数 57,692,272株

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第76期 (2020年4月から 2021年3月まで)	第77期 (2021年4月から 2022年3月まで)	第78期 (2022年4月から 2023年3月まで)	第79期(当事業年度) (2023年4月から 2024年3月まで)
売 上 高	99,732百万円	111,248百万円	138,522百万円	135,176百万円
経常利益又は損失(△)	△808百万円	△1,983百万円	24,109百万円	29,294百万円
当期純利益又は損失(△)	△5,489百万円	△4,335百万円	19,703百万円	20,052百万円
1株当たり当期純利益又は損失(△)	△95.15円	△71.88円	326.53円	333.08円
総 資 産	203,084百万円	205,417百万円	227,214百万円	208,364百万円
純 資 産	87,088百万円	80,341百万円	98,408百万円	121,577百万円
1株当たり純資産	1,442.54円	1,330.49円	1,629.64円	2,038.83円

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。

2. 第79期 期中平均株式数 60,203,869株
- 第78期 期中平均株式数 60,342,001株
- 第77期 期中平均株式数 60,318,784株
- 第76期 期中平均株式数 57,692,272株

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エヌエスアドバンテック 株式会社	161百万円	100.0%	二輪・四輪車用計器類及び電装部品製造、家電機器用リモコン製造、樹脂成型、合成樹脂材料着色・販売
N S ウ エ ス ト 株式会社	350百万円	100.0%	四輪車用計器類製造販売
共栄エンジニアリング 株式会社	90百万円	100.0%	自動車部品及び光学機械部品の試作品の設計・製造・販売、金型の設計・製造・販売及び樹脂成型・販売
株式会社 NS・コンピュータサービス	323百万円	100.0%	ソフトウェア開発・販売、OA機器販売、受託計算
日精サービス 株式会社	100百万円	100.0%	貨物運送、フードサービス、保険、広告・宣伝
株式会社 ホンダ四輪販売長岡	130百万円	100.0%	自動車販売
新潟マツダ自動車 株式会社	100百万円	100.0%	自動車販売
株式会社 マツダモビリティ新潟	10百万円	100.0%	レンタカー事業 カーシェアリング事業
株式会社 カーステーション新潟	10百万円	100.0%	自動車販売
ユーケーエヌ・エス・アイ社	47,761千STG£	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造
ニッポンセイキヨーロッパ社	350千€	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
ニッポンセイキポーランド社	14,000千PLN	100.0%	四輪車用計器類製造
ニューサバイナインダストリーズ社	12,700千US\$	100.0%	四輪車用計器類製造販売
エヌ・エス・インターナショナル社	480千US\$	100.0%	四輪車用計器類 営業・設計開発
ニッポンセイキ・デ・メヒコ社	509,875千MXN	100.0%	四輪車用計器類製造販売
ニッポンセイキ・ド・ブラジル社	60,032千BRL	100.0%	二輪車用計器類 製造販売

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
タイ・ニッポンセイキ社	406,500千BAHT	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売、OA機器用コントロールパネル・空調機器用リモコン製造販売
タイマツトエヌエス社	100,000千BAHT	83.5%	合着成樹脂材料売
インドネシアニッポンセイキ社	4,500千US\$	70.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売
ベトナム・ニッポンセイキ社	7,000千US\$	100.0%	二輪車用計器類販売
ダナンニッポンセイキ社	1,000千US\$	100.0%	ソフトウェア開発
エヌエスインスツルメンツインディア社	1,380,000千Rs	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売
エヌエスインディアデザインアンドトレーディング社	30,000千Rs	100.0%	二輪・四輪車用計器類設計開発
香港日本精機有限公司	24,977千HK\$	100.0%	OA機器用コントロールパネル・空調機器用リモコン販売
東莞日精電子有限公司	3,330千US\$	100.0%	OA機器用コントロールパネル・空調機器用リモコン製造
上海日精儀器有限公司	10,000千US\$	80.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売
日精儀器武漢有限公司	131,900千元	75.0%	四輪車用計器類製造
日精儀器科技(上海)有限公司	1,500千US\$	91.0%	二輪・四輪車用計器類販売
台湾日精儀器股份有限公司	95,000千NT\$	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
日精工程塑料(南通)有限公司	8,000千US\$	100.0%	合着成樹脂材料売

(注) 出資比率には間接所有を含めております。

③企業結合の経過

該当事項はございません。

④企業結合の成果

当社の連結子会社は34社であります。

当連結会計年度の売上収益は、3,123億5千万円と前連結会計年度に比し、365億7千万円（13.3%）の増収となりました。また親会社の所有者に帰属する当期利益は、53億円と前連結会計年度に比し、39億9千万円の増益となりました。

(11) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは次の製品の製造、販売等を行っております。

事業	主要製品
車載部品事業	四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサー、高密度実装基板EMS、アフターマーケットパーツ
民生部品事業	OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY
樹脂コンパウンド事業	樹脂材料の加工・販売
自動車販売事業	新車・中古車の販売、車検・整備等のサービス
その他事業	貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、その他

(12) 主要な支店、営業所、工場及び研究所 (2024年3月31日現在)

①当社の主要な支店、営業所、工場及び研究所

名 称	所 在 地
本 社	新 潟 県 長 岡 市
香 港 支 店	中 国 香 港
宇 都 宮 営 業 所	栃 木 県 宇 都 宮 市
東 京 営 業 所	東 京 都 北 区
浜 松 営 業 所	静 岡 県 浜 松 市
名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 安 城 市
鈴 鹿 営 業 所	三 重 県 鈴 鹿 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
熊 本 営 業 所	熊 本 県 菊 池 市
本 社 工 場	新 潟 県 長 岡 市
高 見 事 業 所	新 潟 県 長 岡 市
N S テクニカルセンター	新 潟 県 長 岡 市
東 京 テクニカルセンター	東 京 都 北 区
宇 都 宮 テクニカルセンター	栃 木 県 宇 都 宮 市
ソフトウェア岩手設計分室	岩 手 県 盛 岡 市
R & D センター	新 潟 県 長 岡 市
東 京 R & D センター	東 京 都 北 区
新 潟 テクニカルセンター	新 潟 県 新 潟 市

(注) 2023年9月、ソフトウェア岩手設計分室は、岩手県滝沢市から岩手県盛岡市へ移転いたしました。

②子会社の事業所

名 称	主 要 拠 点
エヌエスアドバンテック株式会社	新 潟 県 長 岡 市
N S ウ エ ス ト 株式会社	広 島 県 庄 原 市
共 栄 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株式会社	新 潟 県 阿 賀 野 市
株式会社 N S ・ コンピュータサービス	新 潟 県 長 岡 市
日 精 サ ー ビ ス 株式会社	新 潟 県 長 岡 市
株式会社 ホンダ四輪販売長岡	新 潟 県 長 岡 市

名 称	主 要	拠 点
新潟 マツダ自動車株式会社	新潟 県	新潟 市
株式会社 マツダモビリティ新潟	新潟 県	新潟 市
株式会社 カーステーション新潟	新潟 県	長 岡 市
ユーケーエヌ・エス・アイ社	英 国	ウースターシャー州
ニッポンセイキヨーロッパ社	オ ラ ン ダ	北ホラント州
ニッポンセイキポーランド社	ポ ー ラ ン ド	ウ ッ チ 県
ニューサバイナインダストリーズ社	米 国	オハイオ州
エヌ・エス・インターナショナル社	米 国	ミシガン州
ニッポンセイキ・デ・メヒコ社	メ キ シ コ	ヌエボレオン州
ニッポンセイキ・ド・ブラジル社	ブ ラ ジ ル	アマゾナス州
タイ・ニッポンセイキ社	タ イ 王 国	チョンブリ県
タイ マット エヌエス社	タ イ 王 国	チョンブリ県
インドネシア ニッポンセイキ社	インドネシア	バンテン州
ベトナム・ニッポンセイキ社	ベ ト ナ ム	ハノイ市
ダナンニッポンセイキ社	ベ ト ナ ム	ダ ナ ン 市
エヌエス インストルメンツ インディア社	イ ン ド	アンドラ・プラデーシュ州
エヌエス インディア デザイン アンド トレーディング社	イ ン ド	ハリヤーナー州
香 港 日 本 精 機 有 限 公 司	中 国	香 港
東 莞 日 精 電 子 有 限 公 司	中 国	広 東 省
上 海 日 精 儀 器 有 限 公 司	中 国	上 海 市
日 精 儀 器 武 漢 有 限 公 司	中 国	湖 北 省
日 精 儀 器 科 技 (上 海) 有 限 公 司	中 国	上 海 市
台 湾 日 精 儀 器 股 份 有 限 公 司	台 湾	台 北 市
日 精 工 程 塑 料 (南 通) 有 限 公 司	中 国	江 蘇 省

(13) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
13,291名	333名減

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,250名	24名減	43年2カ月	17年9カ月
女性	356名	10名減	44年8カ月	20年2カ月
合計または平均	1,606名	34名減	43年6カ月	18年4カ月

(注) 従業員数には、出向者・期間従業員・パート及び嘱託等の計284名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社 三菱UFJ銀行	9,130百万円
農林中央金庫	3,775百万円
株式会社 りそな銀行	2,550百万円
株式会社 第四北越銀行	2,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	700百万円

(15) その他の記載事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 220,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 60,907,599株（自己株式1,305,026株を含む）
- (3) 株主数 9,497名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	3,753千株	6.29%
アルプスアルパイン株式会社	3,000千株	5.03%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	2,729千株	4.58%
株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	1,801千株	3.02%
株式会社三菱UFJ銀行	1,779千株	2.98%
日本精機株式会社 従業員持株会	1,773千株	2.97%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	1,740千株	2.91%
株式会社第四北越銀行	1,568千株	2.63%
ヤマハ発動機株式会社	1,217千株	2.04%
日垂化学工業株式会社	1,188千株	1.99%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,305,026株）を控除して計算しております。
2. 当社は、自己株式1,305千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はございません。

- (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年11月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び定款第37条の規定に基づき、自己株式の取得について以下のとおり決議を行い、2023年11月13日から2024年3月31日までの間、市場取引により、761,400株の自己株式を総額996,343千円で取得いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	1,750,000株
株式の取得価額の総額	1,500百万円
取得期間	2023年11月13日～2024年5月31日

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	保有人数 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の目的である株式の種類及び数	行使価額	行使期間
日本精機株式会社 第1回新株予約権	2011年 7月19日	11個	1名	当社普通株式 1,100株	1株当たり 1円	2011年7月20日 ～2041年7月19日
日本精機株式会社 第2回新株予約権	2012年 7月19日	15個	1名	当社普通株式 1,500株	1株当たり 1円	2012年7月20日 ～2042年7月19日
日本精機株式会社 第3回新株予約権	2013年 7月18日	10個	1名	当社普通株式 1,000株	1株当たり 1円	2013年7月19日 ～2043年7月18日
日本精機株式会社 第4回新株予約権	2014年 7月17日	8個	1名	当社普通株式 800株	1株当たり 1円	2014年7月18日 ～2044年7月17日
日本精機株式会社 第5回新株予約権	2015年 7月17日	7個	3名	当社普通株式 700株	1株当たり 1円	2015年7月18日 ～2045年7月17日
日本精機株式会社 第6回新株予約権	2016年 7月20日	14個	3名	当社普通株式 1,400株	1株当たり 1円	2016年7月21日 ～2046年7月20日
日本精機株式会社 第7回新株予約権	2017年 7月20日	10個	1名	当社普通株式 1,000株	1株当たり 1円	2017年7月21日 ～2047年7月20日
日本精機株式会社 第8回新株予約権	2018年 7月20日	13個	2名	当社普通株式 1,300株	1株当たり 1円	2018年7月21日 ～2048年7月20日
日本精機株式会社 第9回新株予約権	2019年 7月19日	20個	3名	当社普通株式 2,000株	1株当たり 1円	2019年7月20日 ～2049年7月19日
日本精機株式会社 第10回新株予約権	2020年 7月17日	64個	4名	当社普通株式 6,400株	1株当たり 1円	2020年7月18日 ～2050年7月17日
日本精機株式会社 第11回新株予約権	2021年 7月16日	75個	5名	当社普通株式 7,500株	1株当たり 1円	2021年7月17日 ～2051年7月16日
日本精機株式会社 第12回新株予約権	2022年 7月20日	170個	6名	当社普通株式 17,000株	1株当たり 1円	2022年7月21日 ～2052年7月20日
日本精機株式会社 第13回新株予約権	2023年 7月20日	156個	6名	当社普通株式 15,600株	1株当たり 1円	2023年7月21日 ～2053年7月20日

(注) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役又は執行役員の地位にある場合においても、下記の年月日以降においては各回の新株予約権を行使することができる。

第1回	2040年7月20日以降	第8回	2047年7月21日以降
第2回	2041年7月20日以降	第9回	2048年7月20日以降
第3回	2042年7月19日以降	第10回	2049年7月18日以降
第4回	2043年7月18日以降	第11回	2050年7月17日以降
第5回	2044年7月18日以降	第12回	2051年7月21日以降
第6回	2045年7月21日以降	第13回	2052年7月21日以降
第7回	2046年7月21日以降		

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	交付人数 執行役員	新株予約権の 目的である 株式の種類 及び数	行使価額	行使期間
日本精機株式会社 第13回新株予約権	2023年 7月20日	40個	4名	当社普通株式 4,000株	1株当たり 1円	2023年7月21日 ～2053年7月20日

(注) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役又は執行役員の地位にある場合においても、2052年7月21日以降においては各回の新株予約権を行使することができる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	佐藤 浩一	
取締役 専務執行役員	永野 恵一	車載システム設計本部、技術本部管掌 地域担当：欧州 ダナンニッポンセイキ社取締役会長
取締役 常務執行役員	東 政利	事業管理本部管掌 地域担当：アセアン/台湾/インド タイニッポンセイキ社取締役会長 ベトナム・ニッポンセイキ社社員総会会長 台湾日精儀器股份有限公司董事長
取締役 常務執行役員	大崎 裕二	購買本部、センサ・EMS・部品ビジネス本部、 民生ビジネス本部管掌 地域担当：日本 香港日本精機有限公司董事長 東莞日精電子有限公司董事長
取締役 常務執行役員	吉原 正博	製造本部、生産技術本部、品質保証本部管掌 地域担当：北中米/南米 ニッポンセイキ・デ・メヒコ社取締役会議長
取締役 上席執行役員	村山 一彦	車載営業本部、メータビジネス本部、HUDビジネス本部管掌 地域担当：中国 上海日精儀器有限公司董事長 日精儀器武漢有限公司董事長 日精儀器科技（上海）有限公司董事長 香港易初日精有限公司董事長
取締役（常勤監査等委員）	永井 達哉	
取締役（監査等委員）	斉木 悦男	弁護士
取締役（監査等委員）	富山 栄子	学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学地域・国際担当副学長
取締役（監査等委員）	鈴木 北吉	
※取締役（監査等委員）	榎本 俊彦	

- (注) 1. 取締役 斉木悦男、富山栄子、鈴木北吉、榎本俊彦の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 斉木悦男、富山栄子、鈴木北吉、榎本俊彦の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役 榎本俊彦氏は、経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集や重要な社内会議への出席による情報共有及び内部監査部門との十分な連携を可能とするよう永井達哉氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. ※印は、2023年6月28日開催の第78回定時株主総会で新たに選任され就任した取締役（監査等委員）であります。
6. 当期中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。
 大滝 春彦（2023年6月28日退任）
 島宗 隆一（2023年6月28日退任）
7. 2024年4月1日付で、下記の異動がありました。

取締役 専務執行役員 永野 恵一	車載システム設計本部管掌 地域担当：欧州
取締役 常務執行役員 東 政利	購買本部管掌 地域担当：アセアン/台湾/インド
取締役 常務執行役員 大崎 裕二	品質保証本部管掌 地域担当：日本
取締役 常務執行役員 吉原 正博	生産技術本部、製造本部管掌 地域担当：北中米/南米
取締役 上席執行役員 村山 一彦	中国体制再構築、中国ビジネス拡大担当 地域担当：中国
8. 2024年4月、取締役 常務執行役員 大崎裕二は、香港日本精機有限公司董事長、東莞日精電子有限公司董事長を退任いたしました。
9. 当社は、社外取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
10. 2024年4月1日現在の業務執行体制（経営会議構成員）は次のとおりであります。

社長執行役員 佐藤 浩一	上席執行役員 山内 忠昭
専務執行役員 永野 恵一	上席執行役員 富永 修
常務執行役員 東 政利	上席執行役員 太田 健一
常務執行役員 大崎 裕二	上席執行役員 加瀬 辰雄
常務執行役員 吉原 正博	上席執行役員 宮澤 泰人
上席執行役員 村山 一彦	上席執行役員 宮原 豊

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

<方針の概要>

当社における、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本概要において同じ。）の報酬等の額又は算定方法に関する方針の概要は、以下のとおりです。

- ①取締役への年間報酬額は、当社の経営状況、その役位や世間水準等を考慮して、役位毎の報酬レンジ幅を目安に個別に決定する。
- ②取締役への報酬の構成と比率は、以下のとおりとする。

	固定報酬	変動報酬	業績連動賞与	
			業績連動賞与	株式報酬
代表取締役	70%	30%	24%	6%
取締役	75%	25%	20%	5%
社外取締役	100%	—	—	—

- ③取締役への業績連動賞与は、前事業年度及び当事業年度の連結売上収益と連結営業利益の実績、各事業年度の連結ROEの実績等を勘案して決定する。
- ④各取締役の個別報酬額の決定については、報酬委員会の答申を経て、取締役会が決定する。

<方針の決定方法>

当社では、取締役会の諮問機関として、代表取締役を含む取締役5名（うち、独立役員である社外取締役3名）で構成される報酬委員会を任意に設置し、当該委員会の答申内容に基づいて、取締役会決議により本方針を決定することとしております。

<個人別の報酬等の内容が本方針に沿うものと判断した理由>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬委員会が、原案について本方針との整合性も含めた多角的な検討を行っております。取締役会は、報酬委員会の答申を踏まえ、個人別の報酬等の内容が、本方針に沿うものと判断しております。なお、本方針は2024年3月21日開催の取締役会決議で変更しており、当事業年度における報酬等の内容は、変更前の本方針に沿うものと判断しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬		
			業績連動報酬	株式報酬	
		基本報酬	業績連動賞与	株式報酬型 ストック オプション	
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く。)	209	154	44	10	6
監査等委員 (社外取締役を除く。)	24	24	—	—	2
社外取締役	30	30	—	—	5

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会決議において年額3億8千万円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）と決議いただいております。あわせて、当該限度額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することができる旨を決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、6名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会決議において年額1億5百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時における監査等委員である取締役の員数は、6名です。
3. 上記の人員数には、2023年6月28日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
4. 監査等委員会から、以下のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等についての意見表明を受けております。
- 監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名も構成メンバーである報酬委員会より、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等につき、固定報酬及び変動報酬を含む「現金報酬」並びに「株式報酬」から成る、インセンティブを設定した役員報酬制度の基本方針及び各々の算出方法についての説明を受けました。その上で、監査等委員会として、報酬等の算出の公正性及び当社業績との連動性などを検討の結果、役割と職責に相応しい報酬水準が決定されており、固定報酬及び変動報酬が適切な割合で設定されていること等から、当事業年度における当該取締役の報酬等の内容及び決定手続き等は妥当であると判断いたしました。

(4) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容

①業績連動報酬等の内容

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績向上に対する適切なインセンティブとするため、業績連動報酬等を支給しております。業績連動報酬等の算定の基礎としては、前事業年度及び当事業年度実績の連結売上収益と親会社の所有者に帰属する当期利益が当社の業績を適切に反映していると判断し、これを選定しております。当事業年度を含めた当該連結売上収益等の実績は、1. (9) ①企業集団の財産及び損益の状況の推移のとおりです。

②非金銭報酬等の内容

当社は、取締役及び執行役員（監査等委員である取締役を除く。）に対し取締役会の決議により株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。報酬額は株主総会で決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により定められた役位別のストックオプション報酬額により決定され、各取締役等に割り当てる新株予約権の数は、市場価格に基づき算定された公正価格に基づき算出しております。新株予約権の主な行使条件は、3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・ 監査等委員である取締役 富山栄子氏は、学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授及び同大学地域・国際担当副学長を兼務しております。なお、当社と同大学との間に特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

- ・ 該当事項はございません。

③当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況	主な活動状況
齊木悦男	取締役 (監査等委員)	取締役会 16回/16回 監査等委員会 15回/15回	弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員長を務めました。
富山栄子	取締役 (監査等委員)	取締役会 16回/16回 監査等委員会 15回/15回	長年にわたり新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を専門的に研究してきた知識・経験に基づき、マーケティング分野やSDGs・ESG関連分野等に関する発言を行っております。また、指名委員会の委員を務めました。
鈴木北吉	取締役 (監査等委員)	取締役会 16回/16回 監査等委員会 15回/15回	グローバル企業の取締役としての豊富な経営経験と、新技術開発、新商品開発、品質保証における幅広い実績・経験に基づき、発言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員を務めました。
榎本俊彦	取締役 (監査等委員)	取締役会 11回/11回 監査等委員会 11回/11回	グローバル企業の取締役としての豊富な経営経験と、財務会計、業務監査における幅広い実績・経験に基づき、発言を行っております。また、報酬委員会の委員を務めました。

(注) 監査等委員である取締役 榎本俊彦氏につきましては、2023年6月28日就任後の状況を記載しております。

④社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
齊木悦男	<p>弁護士として培われた専門的な知識、経験等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から持続的成長に向けた提言・助言、監督を行うことを期待しております。当事業年度は主に取締役会及び監査等委員会において、法的リスクの分析及びそれに対する対応策等に関する提言・助言を行うほか、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、役員選任手続や役員報酬制度の客観性・透明性を向上させるための意見を述べ、その役割を果たしております。</p>
富山栄子	<p>新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を中心とした研究実績等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から持続的成長に向けた提言・助言、監督を行うことを期待しております。当事業年度は主に取締役会及び監査等委員会において、マーケティング分野やSDGs・ESG関連分野等に関する提言・助言を行うほか、指名委員会の委員として、役員選任手続の客観性・透明性を向上させるための意見を述べ、その役割を果たしております。</p>
鈴木北吉	<p>グローバル企業における豊富な経営経験と主に新技術開発、新商品開発、品質保証における幅広い実績等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から持続的成長に向けた提言・助言、監督を行うことを期待しております。当事業年度は主に取締役会及び監査等委員会において、当社の経営戦略やガバナンスに関する提言・助言を行うほか、指名委員会及び報酬委員会の委員として、役員選任手続や役員報酬制度の客観性・透明性を向上させるための意見を述べ、その役割を果たしております。</p>
榎本俊彦	<p>グローバル企業における豊富な経営経験と主に財務会計、業務監査における幅広い実績等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から持続的成長に向けた提言・助言、監督を行うことを期待しております。当事業年度は主に取締役会及び監査等委員会において、当社の経営戦略やガバナンスに関する提言・助言を行うほか、報酬委員会の委員として、役員報酬制度の客観性・透明性を向上させるための意見を述べ、その役割を果たしております。</p>

5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社及び当社の子会社（一部の子会社を除く。）のすべての取締役、監査役及び役付執行役員

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は全額当社が負担しております。

②補填対象となる保険事故の概要

被保険者が、当社及び当社の子会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為も含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。

③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置を講じている場合は、その内容

贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすること、及び免責金額を定めることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 88百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 88百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、社内関係部門及び会計監査人から必要資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている海外の子会社があります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 代表取締役社長社長執行役員から当社グループにおけるコンプライアンスを重視した企業活動を宣言するとともに、このコンプライアンス宣言を全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知を図る。さらに、コンプライアンス行動指針を制定し、内部通報制度の概要を含め全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握と啓発活動に努め、コンプライアンス違反に関する重要な問題点について審議し、継続的改善を推進する。
また、各業務担当取締役及び執行役員は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図る。
 - (3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる内部通報窓口をコンプライアンス委員会に設け、内部通報を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・決定し、全社展開を図ることで、係るシステムが、より活発に利用されるよう推進する。
また、弁護士による外部窓口を設け、内部通報を受けた弁護士は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき関連規程の作成と発行の管理を適切に行い、かつ機密管理規程により機密管理体制を明確にし、その管理体制のもと文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録し、必要により閲覧制限を設定して適切に保存及び管理する。
 - (2) 係る文書等は、取締役が必要により直ちに閲覧できる保存管理体制とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当社グループにおけるリスク認識と対応方法の共有化を図る。

- (2) リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応と当社グループへの展開を図り、継続的改善を推進する。
 - (3) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定めるとともに、担当部署を定め迅速、適切に対応する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行する。
 - (2) 代表取締役社長社長執行役員により指名された各本部を代表する者等で構成する本部長会議を設置し、当社グループ全体の視点から、本部間及び会社間にまたがる案件について横断的議論を行うとともに、業務執行に関する課題の抽出と対応方針の協議を行う。また、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行う。
 - (3) 「受注戦略会議」、「品質会議」、「コスト会議」、「技術会議」、「生産性会議」の5つの会議は、各会議に紐づく経営施策（今後の成長を支える土台造りとしてのテーマ）、プロセステーマ（顕在化している課題への対応テーマ）の推進及び経営会議への実績報告を行うとともに、関連する先行投資やリスク投資の審議を行う。各部門は、この結果を本部長会議に報告する。
 - (4) 取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会で意思決定を行う事項の事前検討を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について意思決定を行う。
 - (5) 取締役会は中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社各本部・委員会は、グループマネジメント会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、企業集団としての内部統制体制の実効性が高まるよう関係部門と連携する。
 - (2) 当社内部監査部門は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び監査等委員会に報告する。代表取締役社長社長執行役員の指示により、経営会議若しくは取締役会、又はその双方に報告し、内部統制の改善を行う。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社が定める取締役会規程、経営会議規程並びに関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出等を求める。
当社は、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その他、必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

- (4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社に規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、これを子会社に周知することにより、リスク認識と対応方法の共有を図る。
- (5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、一定の事項については重要度に応じ、当社（取締役会、経営会議若しくは当社代表取締役）の承認又は当社への報告を求める。
当社において、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その中で子会社と問題を共有することによって、子会社の経営課題の解決に努める。
- (6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ共通のコンプライアンス行動指針及び企業倫理に基づき、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款に適合し、社会的な要請にこたえる事業活動に努める体制を構築する。
当社は、子会社に法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報制度の設置を求めるとともに、当社の内部通報窓口及び弁護士による外部窓口も併せて利用できる体制を構築する。
当社は、子会社の業務全般について内部監査部門が監査できる体制を構築し、その指摘事項を子会社に遵守させる。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会の職務を補助し、監査等委員会の運営に関する事務（以下、「補助業務」という。）を行うため、内部統制部門に監査等委員会事務局を設置し、当該補助業務を行う専属の使用人を配置する。
- (2) 当該補助業務を行う使用人は、補助業務については監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等の人事に関する事項については事前に監査等委員会の承諾を得て行う。
7. 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社及び子会社に重大な法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

その他会社運営上の重要事項があるときは、これを直ちに当社監査等委員会に報告する。

- (2) 当社及び子会社の内部監査部門は監査の結果を適時に当社監査等委員会に報告する。
- (3) 当社及び子会社の内部通報担当者は内部通報を受け付けた場合、速やかに当社監査等委員会に報告する。
- (4) 当社内部監査部門、法務部門、人事部門、企画部門等は定期的又は随時に、監査等委員会に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理の現状を報告する。
- (5) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務を執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に重要課題の意見・情報の交換を行う。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と定期的又は随時に監査情報の共有化と相互活用のための意見・情報の交換を行う。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長社長執行役員の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取り組む。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備する。

①対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

法務部門を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応する。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。

②外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携して、反社会的勢力を排除する体制を整備する。また、新潟県企業対象暴力対策協議会に所属して、その指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

③反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

法務部門が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかを確認する。

④反社会的勢力排除に関する規程の整備状況

当社は、反社会的勢力遮断規程を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断し、当社が社会から更に信頼される企業となる体制を構築する。

⑤研修活動の実施状況

法務部門は、当社及びグループ各社に反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行う。

13. 内部統制の実効性の評価に関する体制

当社は、事業運営において各部門・委員会から代表取締役社長社長執行役員、経営会議及び取締役会向けの各種報告並びにその評価、改善をもって、実効ある内部統制を推進している。

この体制を強化するべく、内部統制推進会議を設置している。各部門・委員会は内部統制システムの運用状況に関して、定期的に内部統制推進会議へ報告を行う。

内部統制推進会議は、内部統制の運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告する。

内部統制推進会議は、代表取締役社長社長執行役員及び取締役会からの指摘並びに自らの評価結果に基づいて、内部統制システムの改善を行い、定期的に見直しを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社における当事業年度のコンプライアンスへの取り組みは、国内外の法改正動向の重要情報等を整理し、委員会で情報共有して社内展開を図るとともに、社内掲示板を利用した従業員向けの啓発活動等を通じて実施しております。

また、これらの活動を通じて、その機会と成果をグループ各社と共有し、当社グループのコンプライアンスの維持向上に努めております。

2. リスク管理体制

当社における当事業年度のリスク管理への取り組みとして、事業継続の観点から、災害や事故等を未然に回避し、被害を最小限に止めるため、南海トラフを震源とする地震や首都直下型地震及び熊本水害を発端とした日本三大急流におけるサプライヤーへの被害の想定及び対策の検討を行うとともに、サプライヤーの災害に対する耐力把握等を行っております。防災対策確立のため、災害を想定した定期的な各種設備の点検や防災訓練、安否確認システムの運用等を実施しております。さらに、機密漏洩リスクに関しては、機密管理強化月間を通じた従業員向けの啓発活動及び監査を実施するなど、機密情報を漏洩させない仕組みの構築にも取り組んでおります。

これらの活動を通じて、その機会と成果をグループ各社と共有し、当社グループのリスク低減活動に取り組んでおります。

3. 取締役の職務執行の適正及び効率化の確保に対する取り組みの状況

当社の取締役会は、取締役11名（うち社外取締役4名）で構成されており、原則として月に1回定期的に開催されております。当事業年度は、16回開催いたしました。

また、当社は取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置しており、経営会議に対しては、一定の権限を委譲した上で迅速な業務執行を図っております。当事業年度は、24回開催いたしました。

そのほか、本部長会議等の主要会議を活用し、効率化を図っております。

4. 監査等委員会の職務執行及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員4名で構成されており、監査等委員会を原則として月に1回定期的に開催しております。当事業年度は、監査等委員会を15回開催いたしました。監査等委員は、取締役会及び重要な会議に出席し取締役及び使用人の職務執行状況を監査しております。

また、監査室及び会計監査人と定期的に三様監査会議を開催し、グループ各社を含めた監査計画・結果や内部統制等における課題認識の共有を図り、各監査機関の実効性向上に努めております。

5. 内部統制推進体制

内部統制推進会議を年2回開催し、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の各委員会における計画・実績・課題と対応の報告を受け、評価・改善を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、次期(2025年3月期)以降の株主還元については、2023年11月10日に持続的な企業価値ならびに株主価値の向上及びPBR1倍水準の早期達成を目指すべく、より資本収益性を重視した「新中期経営計画2026」(2024年度から2026年度まで)を発表しております。このような背景のもと当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の1つとし、今期の業績及び経営環境ならびに資本収益性を勘案し、利益還元を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	213,235	流 動 負 債	74,470
現金及び現金同等物	33,257	営業債務及びその他の債務	47,545
営業債権及びその他の債権	53,487	社債及び借入金	12,491
その他の金融資産	11,999	その他の金融負債	1,936
棚卸資産	101,540	未払法人所得税等	4,686
その他の流動資産	12,950	短期従業員給付	5,532
非 流 動 資 産	125,396	引当金	412
有形固定資産	74,393	その他の流動負債	1,865
のれん及び無形資産	8,088	非 流 動 負 債	35,107
営業債権及びその他の債権	3	社債及び借入金	12,699
その他の金融資産	37,018	その他の金融負債	5,498
繰延税金資産	5,691	長期従業員給付	4,122
その他の非流動資産	200	引当金	303
		繰延税金負債	11,973
		その他の非流動負債	509
		負 債 合 計	109,577
		資 本 の 部	
		親会社の所有者に帰属する持分	221,537
		資本金	14,494
		資本剰余金	4,421
		利益剰余金	152,134
		自己株式	△1,940
		その他の資本の構成要素	52,427
		非支配持分	7,517
		資 本 合 計	229,054
資 産 合 計	338,632	負 債 及 び 資 本 合 計	338,632

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上収益		312,355
売上原価		△266,881
売上総利益		45,473
販売費及び一般管理費	△36,057	
その他の収益	1,468	
その他の費用	△2,400	
営業利益		8,484
金融収益	5,589	
金融費用	△144	
税引前当期利益		13,929
法人所得税費用		△8,306
当期利益		5,623
当期利益の帰属		
親会社の所有者		5,300
非支配持分		323

連結持分変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の利得及び損失	確定給付負債(資産)の純額の再測定
当期首残高	14,494	4,435	149,233	△972	8,637	—
当期包括利益						
当期利益	—	—	5,300	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	6,689	8
当期包括利益合計	—	—	5,300	—	6,689	8
所有者との取引等						
配当	—	—	△2,414	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	13	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△996	—	—
自己株式の処分	—	△28	—	28	—	—
連結範囲の変動	—	—	6	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	8	—	—	△8
所有者との取引等合計	—	△14	△2,399	△968	—	△8
当期末残高	14,494	4,421	152,134	△1,940	15,327	—

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		親会社の 所有者に 帰属する 持分合計		
	在外営業 活動体の 換算差額	合計			
当期首残高	23,713	32,351	199,542	6,832	206,375
当期包括利益					
当期利益	—	—	5,300	323	5,623
その他の包括利益	13,386	20,084	20,084	515	20,600
当期包括利益合計	13,386	20,084	25,384	839	26,223
所有者との取引等					
配当	—	—	△2,414	△81	△2,495
株式に基づく報酬取引	—	—	13	—	13
自己株式の取得	—	—	△996	—	△996
自己株式の処分	—	—	0	—	0
連結範囲の変動	—	—	6	△72	△65
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	△8	0	—	0
所有者との取引等合計	—	△8	△3,390	△154	△3,544
当期末残高	37,100	52,427	221,537	7,517	229,054

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 34社

主要な連結子会社の名称 エヌエスアドバンテック（株）、NSウエスト（株）、共栄エンジニアリング（株）、（株）NS・コンピュータサービス、日精サービス（株）、（株）ホンダ四輪販売長岡、新潟マツダ自動車（株）、（株）マツダモビリティ新潟、（株）カーステーション新潟、ユーケーエヌ・エス・アイ社、ニッポンセイキヨーロッパ社、ニッポンセイキポーランド社、ニューサバイナインダストリーズ社、エヌ・エス・インターナショナル社、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、タイ-ニッポンセイキ社、タイ マット エヌエス社、インドネシア ニッポンセイキ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、ダナンニッポンセイキ社、エヌエスインストルメンツ インディア社、香港日本精機有限公司、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司、日精儀器武漢有限公司、日精儀器科技（上海）有限公司、台湾日精儀器股份有限公司、日精工程塑料（南通）有限公司

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内の連結子会社及び一部を除く海外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。なお、一部の海外連結子会社は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産及び償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産のうち、当初認識時に公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で表示することを選択した、売買目的保有ではない資本性金融商品についてはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類し、それ以外の金融資産については純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定される金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産とその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額はそれぞれ純損益、その他の包括利益として認識しております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産については、その他の包括利益で計上した額が純損益に振り替えられることはありません。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産からの配当金については、その配当金が投資元本の払戻しであることが明らかな場合を除き、純損益として認識しております。

なお、その他の包括利益で計上したその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額については連結財政状態計算書の「その他の資本の構成要素」に計上しており、当該その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の認識を中止した場合には利益剰余金に直接振り替えております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12ヶ月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しております。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止しております。

②棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、原則として総平均法に基づいて算定しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用及び原状回復費用等が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2～50年
- ・機械装置及び運搬具 2～15年
- ・工具、器具及び備品 2～20年

②無形資産

(i) ソフトウェア

内部利用のソフトウェアは、当初認識時に取得原価で測定しております。準備段階において発生した内部及び外部費用は発生時の費用とし、開発段階において発生した内部及び外部費用を無形資産に計上しております。導入後に発生するメンテナンス等の費用は発生時の費用としております。

償却費は、見積耐用年数（主に5年）にわたり定額法で計上しております。見積耐用年数及び償却方法は、年度毎に見直しを行い、必要に応じて変更しております。

(ii) 開発費

新しい科学的又は技術的知識を得ることを目的とする研究開発活動に対する支出は、発生時に費用計上しております。

開発活動による支出については、以下の条件を満たす場合に無形資産として資産計上しております。

- ・開発を完成させることが技術的に実現可能である
- ・開発した無形資産を、使用又は売却する意図がある
- ・開発した無形資産を、使用又は売却する能力がある
- ・開発した無形資産により、将来経済的便益を得られる可能性が高い
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要な経営資源を有している
- ・開発費を信頼性をもって測定できる

償却費は、見積耐用年数（5年）にわたり定額法で計上しております。見積耐用年数及び償却方法は、年度毎に見直しを行い、必要に応じて変更しております。

(iii) 特許権

特許権は、当初認識時に取得原価で測定しております。

償却費は、見積耐用年数（11年）にわたり定額法で計上しております。見積耐用年数及び償却方法は、年度毎に見直しを行い、必要に応じて変更しております。

③リース

(借手側)

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っております。使用权資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整して測定を行っております。使用权資産は、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で定期的に償却しております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用权資産に係る減価償却と区分して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(貸手側)

貸手としてのリース取引で重要なものはありません。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出を生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。引当金は、時間的価値の影響が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値に対する現在の市場評価とその負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

主な引当金の計上方法は次のとおりであります。

製品補償損失引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①従業員給付

(i) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を有しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

確定給付制度債務の現在価値の計算に用いる割引率は、給付支払の見積時期を反映させ、原則として報告期間の末日時点における優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除し算定しております。また、勤務費用と確定給付債務（資産）の純額に係る利息純額は、発生した会計期間において純損益として認識しております。確定給付制度の給付債務及び制度資産の再測定による債務の増減をその他の包括利益で認識し、累積額は直ちに利益剰余金に振り替えております。

(ii) 短期従業員給付

短期従業員給付は、従業員により労働が提供された時点で、当該労働の対価として支払うと見込まれる額を純損益として認識しております。

賞与は、従業員から過去に提供された労働の対価として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ信頼性をもって金額を見積ることができる場合に、負債として認識しております。

②収益

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当金等並びにIFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引金額を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは「車載部品事業」、「民生部品事業」、「樹脂コンパウンド事業」並びに「自動車販売事業」を主な事業としており、製品の製造販売及び自動車の販売等を行っております。製品の販売については、製品を顧客に引渡しした時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。また、自動車の販売等につきましても、引渡し時点で収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

③外貨換算

(i) 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レート、又は取引日の為替レートに近似するレートを使用しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

(ii) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については期中平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体について、支配の喪失をした場合には、その他の包括利益として認識された在外営業活動体の換算差額の累計額を処分した期間に純損益として認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第12号「法人所得税」

当社グループは、当連結会計年度より、IAS第1号財務諸表の表示（重要な (significant) 会計方針に代わって重要性がある (material) 会計方針を開示するための改訂）、IAS第12号法人所得税（単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金の会計処理の明確化）を適用しています。当該基準書を適用したことによる、当連結計算書類に与える重要な影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

日本精機株式会社における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 81百万円 有形固定資産、のれん及び無形資産 20,712百万円 (減損実施前金額)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

減損損失に係る算出方法につきましては、資産又は資金生成単位の回収可能価額が、帳簿価額を下回っている場合は、当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を回収可能価額まで切り下げ、当該切り下げ額を純損益として認識しております。

当社グループのうち、当社の「車載部品事業」、「全社資産」及び「遊休資産」等に係る有形固定資産、のれん及び無形資産の合計額20,712百万円について、事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断しております。

このうち、「車載部品事業」及び「全社資産」の有形固定資産等20,540百万円において、当該資金生成単位から得られる回収可能価額である使用価値がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

また、「遊休資産」等の有形固定資産171百万円(減損実施前金額)において、帳簿価額を売却費用控除後の公正価値まで切り下げ、減損損失81百万円を認識しております。

②会計上の見積りに用いた主要な仮定

当連結会計年度において、「車載部品事業」等に係る資金生成単位によって生じる使用価値の算定における、主要な資産の残存耐用年数にわたる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された経営計画に基づき行っております。

経営計画に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、高騰している電子部品価格の正常化時期や販売台数の変動になります。将来の電子部品価格の正常化時期や販売台数の変動については、顧客から入手した情報を基に過去の実績等を勘案し、設定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りに用いた主要な仮定である将来の電子部品価格の正常化時期や販売台数の変動は、市場となる国や地域の景気悪化等の影響を受ける恐れがあるなど、不確実な経済条件の変動等により、回収可能価額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金 181百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
建物 3百万円、土地 153百万円を取引保証の担保に差入れております。
3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 155,885百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	60,907,599株	-	-	60,907,599株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月22日 取締役会	普通株式	1,206百万円	20.0円	2023年3月31日	2023年6月29日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	1,207百万円	20.0円	2023年9月30日	2023年12月6日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,490百万円	25.0円	2024年3月31日	2024年6月28日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 69,949株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、外貨建ての営業債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品のリスク

①信用リスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

②流動性リスク

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③市場リスク

上場株式等の資本性金融商品は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

社債（1年内償還予定を含む）及び長期借入金（1年内返済予定を含む）を除く償却原価で測定される金融商品については、短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっていることから以下の表には含めておりません。

また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値は帳簿価額と一致することから以下の表には含めておりません。

	帳簿価額	公正価値
社債	20 百万円	20 百万円
長期借入金	19,264 百万円	19,135 百万円

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

分解した収益とセグメント収益の関連

当社グループは「車載部品事業」、「民生部品事業」、「樹脂コンパウンド事業」並びに「自動車販売事業」を主な事業としており、製品の製造販売及び自動車の販売等を行っております。製品の販売については、製品を顧客に引渡しした時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。

また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね3ヶ月以内に支払いを受けております。自動車の販売等につきましても、引渡し時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払いを受けております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

所在地別の売上収益とセグメント売上収益の関連は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	車載部品 事業	民生部品 事業	樹脂コンパ ウンド事業	自動車 販売事業	その他	合計
日 本	65,638	11,572	5,533	26,175	7,332	116,252
米 州	91,764	—	—	—	—	91,764
欧 州	25,099	—	—	—	—	25,099
アジア	70,530	5,509	3,199	—	—	79,239
合計	253,032	17,082	8,732	26,175	7,332	312,355

2. 契約残高
当社グループの契約残高は、顧客との契約から生じた債権（受取手形及び売掛金）のみであります。
3. 残存履行義務に配分する取引価格
当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。
また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。
4. 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産
当社グループにおいては、資産として認識しなければならない、契約を獲得するための増分コスト、及び履行にかかるコストはありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 3,716円91銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 88円04銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、会社法第459条第一項及び当社定款第37条の規定に基づき自己株式に関わる事項を以下のとおり決議いたしました。

1.自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の還元強化を図るため

2.取得に関わる事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 : 1,100,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合1.85%)
- (3) 株式の取得価格の総額 : 1,150百万円 (上限)
- (4) 取得期間 : 2024年6月1日から2024年11月15日
- (5) 取得の方法 : 東京証券取引所における市場買付

(暫定的な企業結合の確定)

2022年10月3日に当社が取得した共栄エンジニアリング株式会社について、前連結会計年度末において取得対価の配分が完了していなかったため、暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度において取得対価の配分が完了しております。確定した取得対価の配分額に基づき、発生したのれんの金額を次のとおり修正しております。

(単位：百万円)

修正科目	のれんの修正金額
のれん (修正前)	1,018
無形資産	△1,143
繰延税金負債	391
のれん (修正後)	267

この暫定的な会計処理の確定に伴い、連結財政状態計算書における連結会計年度末の金額を遡及修正しております。その結果、遡及修正前と比べ、主としてのれん及び無形資産が278百万円、繰延税金負債が352百万円それぞれ増加し、利益剰余金が74百万円減少しております。なお、前連結会計年度の連結財政状態計算書に与える影響は軽微です。

取得日現在における取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

取得対価の公正価値	3,632
資産の部	
現金及び現金同等物	1,021
営業債権及びその他の債権	795
棚卸資産	492
その他の流動資産	104
有形固定資産	1,409
のれん及び無形固定資産	1,158
その他の金融資産（非流動資産）	398
繰延税金資産	225
その他の非流動資産	96
資産合計	5,701
負債の部	
営業債務及びその他の債務	610
社債及び借入金(流動負債)	179
その他の金融負債(流動負債)	3
未払法人所得税等	129
短期従業員給付	7
その他の流動負債	10
社債及び借入金(非流動負債)	676
その他の金融負債(非流動負債)	7
繰延税金負債	391
長期従業員給付	319
負債合計	2,336

取得資産及び引受負債の公正価値	3,365
のれん	267
合計	3,632

(注) 発生したのれんは、今後の事業展開や当社と同社とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
流 動 資 産		113,115	流 動 負 債		69,950
現金及び預金		5,455	電子記録債権		1,214
現電金子		5,251	買掛金		18,741
売掛金		45,035	短期借入金		28,957
製原仕材		5,879	1年内返済予定の長期借入金		6,440
貯掛材		21,396	リース債権		3
前蔵材		7,254	未払金		3,833
短期貸付		313	未払法人税等		2,181
未収金の入金		753	未払費用		5,654
未貸倒引当金		16,440	前受金		1,466
		5,893	賞与引当金		896
		105	役員賞与引当金		44
		△663	製品補償損失引当金		191
			預りの金		78
			その他		246
固 定 資 産		95,248	固 定 負 債		16,836
有 形 固 定 資 産		16,806	長期借入金		12,465
建物		3,677	リース債権		6
構築物		143	退職給付引当金		1,287
機械及び装置		2,076	資産除却負債		81
車両運搬具		16	繰延税金負債		2,947
工具、器具及び備品		2,513	その他		48
土地		6,749	負 債 合 計		86,787
建物		9	純 資 産 の 部		
無形固定資産		1,619	株主資本		109,126
特許権		3,722	資本剰余金		14,494
ソフトウェア		115	資本準備金		6,214
ソフトウェア		3,374	利益剰余金		90,357
その他		233	利益準備金		960
投資その他の資産		0	その他利益剰余金		89,397
投資関係		74,719	別途積立金		50,680
有価証券		31,064	繰越利益剰余金		38,717
会社及び保証		43,477	自己株式		△1,940
金及び保費		1	評価・換算差額等		12,393
長期前払費用		77	その他有価証券評価差額金		12,393
その他		97	新株予約権		57
			純 資 産 合 計		121,577
資 産 合 計		208,364	負 債 純 資 産 合 計		208,364

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		135,176
売上原価		126,184
売上総利益		8,991
販売費及び一般管理費		9,924
営業損失		△932
営業外収益		
為替差益	21,864	
受取利息及び配当金	9,258	
その他の	326	31,450
営業外費用		
支払利息	976	
貸倒引当金繰入額	242	
その他の	4	1,223
経常利益		29,294
特別利益		
製品補償損失引当金戻入額	252	
固定資産売却益	5	
関係会社清算益	37	295
特別損失		
固定資産処分損失	192	
減損損失	83	
関係会社株式評価損	5,349	5,624
税引前当期純利益		23,965
法人税、住民税及び事業税	4,006	
法人税等調整額	△93	3,913
当期純利益		20,052

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	14,494	6,214	－	960	50,680	21,087
当期変動額						
剰余金の配当						△2,414
当期純利益						20,052
自己株式の取得						
自己株式の処分			△9			
自己株式処分差損の振替			9			△9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	17,629
当期末残高	14,494	6,214	－	960	50,680	38,717

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△972	92,465	5,879	5,879	62	98,408
当期変動額						
剰余金の配当		△2,414				△2,414
当期純利益		20,052				20,052
自己株式の取得	△996	△996				△996
自己株式の処分	28	18				18
自己株式処分差損の振替		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			6,513	6,513	△5	6,508
当期変動額合計	△968	16,660	6,513	6,513	△5	23,169
当期末残高	△1,940	109,126	12,393	12,393	57	121,577

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの…… 時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等…… 主として移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - 計器類の製品・仕掛品…………… 総平均法
 - その他の製品・仕掛品…………… 個別法
 - 原材料…………… 総平均法
 - 貯蔵品…………… 最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産…………… 定額法
(リース資産を除く)
 - 無形固定資産…………… 定額法
(リース資産を除く) なお、特許権の償却年数は11年、ソフトウェア（自社利用分）の償却年数は5年（社内における利用可能期間）であります。
 - リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - 長期前払費用…………… 定額法
3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 役員賞与引当金…………… 役員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 製品補償損失引当金…………… 顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。

退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 83百万円 有形固定資産及び無形固定資産 18,140百万円 (減損実施前金額)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

固定資産の減損会計につきましては、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。収益性が著しく低下した資産グループにつきましては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

当事業年度において、「車載部品事業」、「共用資産」及び「遊休資産」等に係る有形固定資産等18,140百万円について、事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断しております。

このうち、「車載部品事業」及び「共用資産」の有形固定資産等17,966百万円に係る減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

また、「遊休資産」等の有形固定資産等173百万円 (減損実施前金額) において、帳簿価額を売却費用控除後の公正価値まで切り下げ、減損損失83百万円を認識しております。

②会計上の見積りに用いた主要な仮定

当事業年度において、「車載部品事業」等に係る資産グループによって生じる、主要な資産の経済的残存使用年数にわたる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された経営計画に基づき行っております。

経営計画に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、高騰している電子部品価格の正常化時期や販売台数の変動になります。将来の電子部品価格の正常化時期や販売台数の変動については、顧客から入手した情報を基に過去の実績等を勘案し、設定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

見積りに用いた主要な仮定である将来の電子部品価格の正常化時期や販売台数の変動は、市場となる国や地域の景気悪化等の影響を受ける恐れがあるなど、不確実な経済条件の変動等により、回収可能価額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収の可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債（純額） 2,947百万円 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 2,297百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産に係る算出方法につきましては、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金等のうち将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で認識しております。また、回収可能性につきましては、将来の収益力に基づく課税所得の見積り及びタックス・プランニングに基づき判断しております。

②会計上の見積りに用いた主要な仮定

当社は、グループ通算制度を採用しております。課税所得の見積りは、取締役会にて承認された通算会社の経営計画のうち、主に当社の経営計画に基づき行っております。

経営計画に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、高騰している電子部品価格の正常化や半導体部品ひっ迫による顧客減産の解消時期になります。将来の電子部品価格の正常化や半導体部品ひっ迫による顧客減産の解消時期については、顧客から入手した情報を基に過去の実績等を勘案し、設定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

見積りに用いた主要な仮定である将来の電子部品価格の正常化や半導体部品ひっ迫による顧客減産の解消時期は、市場となる国や地域の景気悪化等の影響を受ける恐れがあるなど、不確実な経済条件の変動等により、回収可能価額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物3百万円、土地153百万円を取引保証の担保に差入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 44,284百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入債務及び商取引に対し、保証を行っております。

新潟マツダ自動車（株）	286百万円
(株)NS・コンピュータサービス	0百万円
計	286百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	55,236百万円
短期金銭債務	30,837百万円
5. 国庫補助金の受入により、有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額	
建物	31百万円
機械及び装置	123百万円
車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	6百万円
計	161百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	88,372百万円
営業費用	37,516百万円
営業取引以外の取引高	9,986百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	559,571株	761,655株	16,200株	1,305,026株

増加数の主な内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	255株
取締役会決議による自己株式の取得による増加	761,400株

減少数の主な内訳は次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	16,200株
---------------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	1,804	百万円
有価証券評価損	6,126	百万円
賞与引当金	272	百万円
退職給付引当金	391	百万円
減損損失	305	百万円
減価償却超過額	218	百万円
ソフトウェア開発費	2,281	百万円
製品補償損失引当金	57	百万円
貸倒引当金	201	百万円
繰越外国税額控除	602	百万円
その他	810	百万円
繰延税金資産小計	13,074	百万円
評価性引当額	△10,776	百万円
繰延税金資産合計	2,297	百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,244	百万円
繰延税金負債合計	△5,244	百万円
繰延税金負債の純額 (△)	△2,947	百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	エヌエスアドバ ンテック (株)	所有 直接 100.0%	製品及び部品 の購入、 役員の兼任	製品及び部品 の購入 (注2)	9,196百万円	買掛金	2,858百万円
	ユーケーエヌ・ エス・アイ社	所有 直接 100.0%	製品及び部品 の販売、 資金の貸付、 役員の兼任	製品及び部品 の販売 (注2)	4,641百万円	売掛金	2,092百万円
	ニッポンセイキ ヨーロッパ社	所有 直接 100.0%	製品の販売、 資金の借入、 役員の兼任	製品の販売 (注2) 利息支払 (注1)	10,485百万 円 36百万円	売掛金 短期借入金	4,986百万円 3,284百万円
	エヌ・エス・ポ ーランド社	所有 直接 100.0%	部品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任	利息の受取 (注1)	188百万円	短期貸付金	5,472百万円
	エヌ・エス・イ ンターナショナル社	所有 直接 100.0%	資金の借入、 役員の兼任	利息の支払 (注1)	803百万円	短期借入金	15,477百万円
	ニューサバイナ インダストリー ズ社	所有 間接 100.0%	製品及び部品の 販売、 役員の兼任	製品及び部品の 販売 (注2)	16,988百万 円	売掛金	5,734百万円
	ニッポンセイ キ・デ・メヒコ 社	所有 直接 0.4% 間接 99.6%	製品及び部品の 販売、 資金の貸付、 役員の兼任	製品及び部品の 販売 (注2) 利息の受取 (注1)	8,560百万円 281百万円	売掛金 短期貸付金	3,274百万円 3,829百万円
	タイ-ニッポンセ イキ社	所有 間接 100.0%	製品及び部品の 販売、 役員の兼任	製品及び部品の 販売 (注2)	7,310百万円	売掛金	2,158百万円
	エヌエス イン スツルメンツ インディア社	所有 直接 99.0% 間接 1.0%	製品及び部品の 販売、 役員の兼任	製品及び部品の 販売 (注2)	4,449百万円	売掛金	2,350百万円
	ジェイエヌエス インスツルメン ツ社	所有 直接 49.0%	製品及び部品の 販売	製品及び部品の 販売 (注2)	8,622百万円	売掛金	3,359百万円
	日精儀器武漢有 限公司	所有 直接 75.0%	部品の販売、 役員の兼任	部品の販売 (注2)	5,667百万円	売掛金	2,399百万円

属性	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	香港日本精機有 限公司	所有 直接 100.0%	製品の購入、 製品及び部品の 販売、 資金の貸付、 役員の兼任	利息の受取 (注1)	184百万円	短期貸付金	3,785百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付及び借入は、日本精機株式会社がグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムによるものであり、資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに、期末残高を記載しております。また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。

(収益認識に関する注記)

「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 2,038円83銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 333円08銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

日本精機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山宗武

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野田裕一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

日本精機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神山宗武
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田裕一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

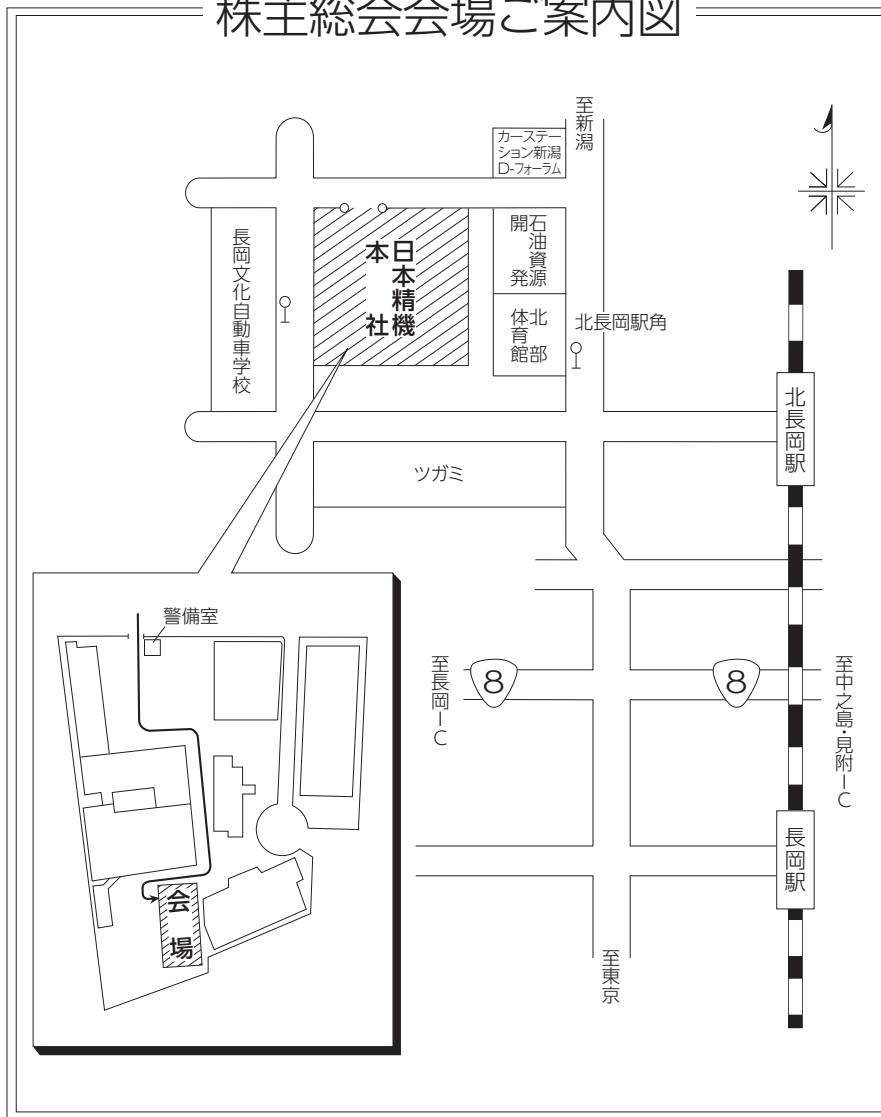
日本精機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	永	井	達	哉
監査等委員	斉	木	悦	男
監査等委員	富	山	栄	子
監査等委員	鈴	木	北	吉
監査等委員	榎	本	俊	彦

(注) 監査等委員 斉木悦男、富山栄子、鈴木北吉及び榎本俊彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



JR長岡駅より車で10分、JR北長岡駅より徒歩で10分

最寄りのバス停 長岡文化自動車学校前（宝町行）

北長岡駅角（精神医療センター行、寺泊行等）

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK